| | | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 三六八 | 指定較正機関が住所を変更した件 | 二〇 | 二 |
| 三六九 | 特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件 | 二〇239 | 一 |
| 三七〇 | 広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件 | 二〇239 | 一 |
| 三七一 | 誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件 | 二〇239 | 一 |
| 三七二 | 超音波洗浄機の型式を指定した件 | 二〇239 | 二 |
| 三七三 | 超音波加工機の型式を指定した件 | 二〇239 | 二 |
| 三七四 | 超音波ウェルダーの型式を指定した件 | 二〇239 | 三 |
| 三七五 | 無電極放電ランプの型式を指定した件 | 二〇239 | 三 |
| 三七六 | 電子レンジの型式確認の届出があった件 | 二〇239 | 四 |
| 三七七 | 電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件 | 二〇239 | 四 |
| 三七八 | 登録証明機関の事務所の所在地の変更に関する件 | 二一 | 一 |
| 三七九 | 大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件 | 二三 | 一 |
| 三八〇 | 無線機器型式検定に合格した機器の件 | 二六 | 一 |
| 三八一 | 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件 | 二七 | 二 |
| 三八二 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件 | 二七 | 二 |
| | **○中央選挙管理会** | | |
| 八 | 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件 | 七 | 二 |
| 九 | 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件 | 九 | 二 |
| 一〇 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件 | 二〇二七 | 二 |
| 一一 | 〃 | 二〇二七 | 二 |
| | **○政治資金適正化委員会** | | |
| 五七 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 六 | 一 |
| 五八 | 〃 | 七 | 二 |
| 五九 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 | 七 | 三 |
| 六〇 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 八 | 五 |
| 六一 | 〃 | 一九 | 二 |
| 六二 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 | 二九 | 二 |
| 六三 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 二九 | 二 |
| | **○消防庁** | | |
| 一四 | 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件 | 一 | 四 |
| 一五 | 消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件 | 二一 | 二 |
| | **○法務省** | | |
| 四九七 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 一 | 五 |
| 四九八 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 二 | 七 |
| 四九九 | 除籍の一部が滅失した件 | 二 | 七 |
| 五〇〇 | | | |
| 五〇一 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件 | 二 | 八 |
| 五〇二 | 除籍が滅失した件 | 五 | 三 |
| 五〇三 | 日本国に帰化を許可する件 | 五 | 三 |
| 五〇四 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 五 | 三 |
| 五〇五 | 日本国に帰化を許可する件 | 五 | 四 |
| 五〇六 | 除籍の一部が滅失した件 | 六 | 一 |
| 五〇七 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 九 | 二 |
| 五〇八 | 日本国に帰化を許可する件 | 九 | 二 |
| 五〇九 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 一三 | 二 |
| 五一〇 | 除籍の一部が滅失した件 | 一三 | 二 |
| 五一一 | 日本国に帰化を許可する件 | 一三 | 二 |
| 五一二 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件 | 一四 | 二 |
| 五一三 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件 | 一五 | 二 |
| 五一四 | 日本国に帰化を許可する件 | 一五 | 二 |
| 五一五 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 一六 | 二 |
| 五一六 | 日本国に帰化を許可する件 | 一六 | 二 |
| 五一七 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 一九 | 二 |
| 五一八 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 一九 | 三 |
| 五一九 | | | |
| 五二〇 | | | |
| 五二一 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 | 一九 | 三 |
| 五二二 | | | |